

「一般社団法人日本手外科学会」  
講演報酬に関する規程

(適用)

第1条 一般社団法人日本手外科学会（以下「本学会」という）は、本学会の教育研修会及び委員会事業に伴い講演を依頼した場合の報酬について別に定めがあるものの他にこの規程を定める。

(報酬)

第2条 講師には、下記の報酬を支払うものとする。

2. 報酬が支給される講演は、本学会が主催する春期並びに秋期教育研修会、及び委員会が企画し、理事会が承認した事業とし、学術集会開催に関するものはこれを含めない。
3. 報酬は、本学会員の場合 30 分以上 90 分以内の講演に対して 50,000 円を限度とする。
4. また、本学会以外の者の場合、30 分以上 90 分以内の講演に対して 100,000 円を限度とする。
5. 前項に規定する金額には、源泉徴収税額を含まないものとする。
6. 源泉徴収及び納税は、事務局がこれを行なう。

(報酬許可)

第3条 講演報酬は、予め理事或いは委員会委員長が、事務局を通じ会計担当理事に申請し、その許可を受けたものに対して支給する。

2. 許可願いはFAXでも可とする。

附 則

1. この規程の変更は、理事会において行う。
2. この規程は、平成 22 年 5 月 13 日より施行する。